第一条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（指定疾病）

第一条　石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次のとおりとする。

一　著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

二　著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第一条の規定により指定疾病となる疾病に関し、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定を適用する場合には、同法第二十条第一項第一号中「施行日」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百四十二号）の施行の日」と、同項第二号及び同法第二十二条第二項中「施行日」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日」とする。

環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○厚生労働省令第四号
環境省令第四号
経済産業省令第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十六号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十七条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第三条の三を実施するため、ＰＦＯＳ又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

ＰＦＯＳ又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　ＰＦＯＳ等（第二条―第十一条）
第三章　業務用写真フィルム（第十二条―第十八条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ＰＦＯＳ等　ＰＦＯＳ又はその塩並びにエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）及び半導体用のレジストをいう。

二　ＰＦＯＳ等取扱事業者　許可製造業者、業としてＰＦＯＳ等を使用する者その他の業としてＰＦＯＳ等を取り扱う者をいう。

三　汚染物　ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液又はＰＦＯＳ又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。

四　ＰＦＯＳ等移替え等　ＰＦＯＳ等が飛散し、又は流出する可能性のある移替え等の作業をいう。

五　配管等　廃液が通る配管、管継手及びバルブをいう。

六　業務用写真フィルム取扱事業者　業として業務用写真フィルムを使用する者その他の業として業務用写真フィルムを取り扱う者をいう。

七　現像作業　業務用写真フィルムの現像に係る作業をいう。

第二章　ＰＦＯＳ等

（ＰＦＯＳ等及び汚染物の保管）

第二条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等又は汚染物を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。

一　関係者以外の者が容易に立ち入ることができない場所に保管すること。

二　ＰＦＯＳ等又は汚染物が漏れ、こぼれる等のおそれがない密閉式の構造の堅固な容器であって、浸透しにくい材料を用いて製作されたものに収めること。

三　雨水等によるＰＦＯＳ等の流出を防止するため、ＰＦＯＳ等又は汚染物を保管する容器は屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。

（ＰＦＯＳ等及び汚染物の保管場所等の表示）

第三条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等を保管するときは、ＰＦＯＳ等を保管している場所の見やすい箇所に、当該場所にＰＦＯＳ等を保管している旨を表示しなければならない。

2　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等を使用する機器の見やすい箇所に、当該機器がＰＦＯＳ等を使用するものである旨を表示しなければならない。

3　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、汚染物を保管するときは、汚染物を保管している容器の見やすい箇所に、当該容器に汚染物を保管している旨を表示しなければならない。

（ＰＦＯＳ等の運送）

第四条　ＰＦＯＳ等取扱事業者（運送の委託を受けた運送業者を除く。）は、ＰＦＯＳ等を運送するとき又はこれを他に委託するときは、ＰＦＯＳ等を保管する容器の転倒等を防止する措置を講じなければならない。

2　前項に規定するＰＦＯＳ等を保管する容器は、転倒等の衝撃に耐えるものでなければならない。

（ＰＦＯＳ等移替え等）

第五条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等移替え等を行うときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一　ＰＦＯＳ等は室内において取り扱うこと。

二　ＰＦＯＳ等の移替えの回数が必要最小限となるようにすること。

三　ＰＦＯＳ等の飛散又は流出する量が最少の量となる措置を講ずること。

四　ＰＦＯＳ等が飛散又は流出した場合に備えて、ＰＦＯＳ等移替え等を行うときは、布等を準備するとともに、必要に応じてＰＦＯＳ等を使用する機器に受皿を設けること。

五　ＰＦＯＳ等を使用して加工したものを洗浄する場合は、ＰＦＯＳ等の洗浄液への混入量が最少の量となるよう努めること。

六　ＰＦＯＳ等がＰＦＯＳ等を使用する機器に残留しないよう努めること。

七　ＰＦＯＳ等を含む廃水については、これを可能な限り回収するための措置を講ずること。

八　前各号に掲げるもののほか、ＰＦＯＳ等移替え等を行うに当たって必要と認められる措置を講ずること。

（ＰＦＯＳ等を使用する機器等に係る措置）

第六条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等を使用する機器等について次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　ＰＦＯＳ等を使用する機器については、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講ずること。

二　ＰＦＯＳ等を使用する機器については、ＰＦＯＳ等を使用する作業以外に用いないよう努めること。

三　ＰＦＯＳ等を使用する機器を設置する床面については、ＰＦＯＳ等の地下浸透を防止するため、コンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。

四　ＰＦＯＳ等が飛散すると見込まれる場合は、局所排気装置を設置するとともに、大気への排出を防止するため、集じん装置、スクラバーその他これらと同等の機能を有する装置を設置すること。

五　ＰＦＯＳ等を使用する機器からの配管等については、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置等を講ずること。

六　ＰＦＯＳ等を含む廃水については、地下浸透を防止できる材質の排水管又は排水路を使用すること。

七　前各号に掲げるもののほか、ＰＦＯＳ等を使用する機器等に必要と認められる措置を講ずること。

（ＰＦＯＳ等を保管する容器又はＰＦＯＳ等を使用する機器等の点検）

第七条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等を保管する容器又はＰＦＯＳ等を使用する機器等について次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。

一　容器、機器又は配管等からＰＦＯＳ等が漏出又は飛散していないこと。